

府中市病児保育利用のご案内

病児保育とは、お子さんが病気の状態（回復期も含む）にあり
集団保育が困難な期間、一時的に保育する事業です。

利用できるのは？

- ① 保育所（園）または、幼稚園に入園している生後6か月以上の乳幼児。
- ② 小学校又は義務教育学校前期課程に就学している児童。
- ③ 医師の診断により当面の病状の急変が認められないが、病気の状態（回復期も含む）にあることから集団保育が困難であること。
- ④ 保護者が就労などにより保育できないこと。

※ 保護者が府中市内で就労している児童も利用可能。

どこで？

府中市民病院内 病児保育室
府中市鶴飼町555番地3 Tel.45-3306

開いているのは？

月曜日から金曜日の午前8：30～午後5：00
土・日曜日、祝日、12/29～1/3はお休みです。

定員は？

おおむね3名

利用期間は？

原則として連続する7日間以内（土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を含む）

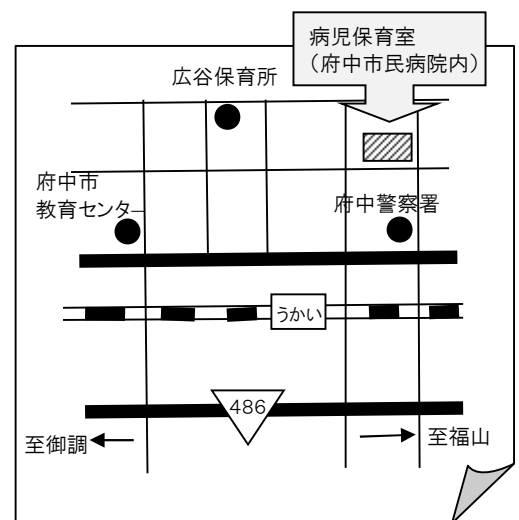
料金は？

| 対象区分 | 利用料 |
|---|--------|
| 市内の保育所、幼稚園、事業所内保育所、小学校又は義務教育学校前期課程に在籍する児童 | 2,000円 |
| 府中市が扶助を決定した生活保護世帯 | 無料 |
| 保護者が府中市内で就労している児童 | 2,500円 |

・利用時間による区分はありません。
・兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目の児童は半額、3人目からの児童は無料となります。

対象となる病気は？

○発熱、嘔吐、下痢等乳幼児が日常かかる疾患や、インフルエンザ、水ぼうそう、おたふくかぜ等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などです。
ただし、感染力の強い麻疹（はしか）など、医師の判断で受け入れ困難なものは除きます。



利用の仕方は？

事前登録

年度初回利用の前日までに病児保育室、または市役所女性子ども課へ『病児保育登録票』を提出する。

利用予約

前日までに病児保育室へ電話予約をする。(0847-45-3306)

病院受診

前日または当日の朝、病院を受診し、『診療情報提供書(病児保育用)』を医師に書いてもらい(有料)、利用の適否を受ける。

利用当日

病児保育室へ以下の書類を持参してください。

1. 病児保育事業利用申込書
2. 診療情報提供書
3. 家庭との連絡票
4. アレルギー調査書(該当者のみ)

利用料支払

利用当日、病児保育室でお支払いください。

※提出書類は、市内各保育所(園)・市役所女性子ども課・上下支所市民生活係および病児保育室にあります。また、ホームページからダウンロードもできます。
※当日、急に利用が必要となった場合は、午前10時までに病児保育室に電話でご相談ください。

持ってくるもの

*持ち物には全て名前を書いてくださいね!!

【全児童】

- 健康保険証
- 乳児医療受給者証等
- 母子手帳
- 「家庭との連絡票」
- お弁当とお茶、おやつ(必要に応じて)
- 処方されている薬(効能書があれば一緒に)
- 着替え(2~3組)
- タオル(口拭き用・手拭き用)
- 汚れ物入れ袋(ビニール袋2~3枚)

【必要に応じて】

- 紙おむつ
- 粉ミルク及び哺乳ビン
- 歯ブラシ
- 食事用エプロン

